

内閣参質八〇第二四号

昭和五十二年六月二十一日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

参議院議長 河野 謙 三 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の地籍問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の地籍問題等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、沖縄県における米軍施設及び区域の占める割合が大きいいつにかんがみ、県民の要望及び地元振興開発計画等と日米安全保障条約の目的達成との調和を図りながら、従来から米軍施設及び区域の整理統合を推し進めてきたところである。その結果、第十四回、第十五回及び第十六回日米安全保障協議委員会において米軍施設及び区域の整理統合計画が了承された次第である。

政府としては、今後ともこれらの計画の実施の推進を図るとともに、地元振興開発計画等と日米安全保障条約の目的達成との調和を図りつつ、沖縄の米軍施設及び区域の整理統合の推進に努めていく考えである。

二について

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項の規定により沖縄開発庁長官又は防衛施設庁長官のいずれが法に基づく実施機関の長としての権限を行使するかは、それに係る土地が駐留軍用地等であるかどうかによつて定まることとされているが、同条第三項において、駐留軍用地等の範囲が明定されているので、それぞれが権限を行使する地域が競合することは、あり得ないものと考えている。

また、これに伴い、法附則第四項及び第五項の規定により、防衛庁設置法及び沖縄開発庁設置法が改正され、沖縄県における土地の位置境界の明確化のための措置に係る防衛施設庁及び沖縄開発庁のそれぞれの所掌事務につき明らかにされたところである。

なお、法の運用に当たつては、沖縄開発庁及び防衛施設庁の間において、十分協議してまい

りたい。

三について

(1) 土地の位置境界明確化のための計画の策定に当たっては、必要に応じ、沖縄県知事及び関係市町村長の意見を聴き、計画に反映させる考えである。

(2) 土地の位置境界の明確化のための措置に関する計画及びこの措置に要する経費については、現在、関係機関において鋭意検討を進めているところである。

(3) 土地の位置境界の明確化は、五年以内に行われるよう努力する所存である。

四(1)及び五について

この法律は、関係土地所有者全員の協力と自主的な協議による土地の位置境界の確認により、土地の位置境界の明確化を図ることを基本としているものと考えており、政府としても、法の運用に当たっては、法第十条、第十一条、第十三条等の規定を十分活用し、関係土地所有

者の位置境界の明確化を積極的に援助することによつて十分成果が得られるよう努める考えである。

また、関係土地所有者が、実施機関の長に対し、勧告の申出をすることができるのは、法第十三条第一項に規定するとおり、土地の位置境界を確認しようとする場合において、必要があると認めるときである。

四(2)について

土地の位置境界の確認に当たつて、現地立会は必須の条件であることにかんがみ、米軍施設及び区域内の土地の位置境界を現地に即して確認する場合に米軍施設及び区域内の場所を「立ち会うべき場所」とすることについては、日米合同委員会において基本的合意が行われているところである。

したがつて、法第十二条第二項の「立ち会うべき場所及び期日」は、現地米軍と調整の上、実

施機関の長が通知することとなる。

六について

法第十九条に定める返還地の利用促進のための措置を行うに当たっては、沖縄県知事及び関係市町村長とも十分協議をしてまいりたい。

七について

法第二十一条の交換又は買換えのあつせんには、国有地との交換又は買換えのあつせんも含まれるものと承知している。

なお、国有地の交換等管理処分は、国有財産法等関係法令の規定により行われるものである。

八について

法第二十二条の規定による財政措置等の内容については、目下検討中であり、最終的には、

位置境界不明地域の指定後、ある程度公共施設の実態を調査した上で定めることとした
い。

九について

(1) 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律により使用している土地が駐留軍等から返還された場合の原状回復については、同法第四条により措置される。

(2) 法第二十三条の規定による土地を原状に回復しないで行う返還は、その所有者の同意を得て行うものであるが、返還後の当該土地利用に関し、必要な場合には、土地所有者と関係地方公共団体との間で十分話し合いが行われるよう助言することといたしたい。

十について

法第二十四条に基づく土地の買入れは、現に駐留軍等の用に供されている土地の関係所有者からの買入れの申出に基づき、予算の範囲内において措置するものであるが、必要に応じ、沖

縄県等の土地利用計画にも配慮することといたしたい。

十一について

沖縄開発庁長官の権限に属する事務の一部は、沖縄総合事務局長及び沖縄県知事に委任する考えであるが、その範囲については現在検討中である。

なお、沖縄県知事に委任する事務の範囲については、沖縄県知事と具体的に協議した上で取り決めたいと考えている。

また、防衛施設庁長官の権限に属する事務の一部は、那覇防衛施設局長に委任する考えであるが、その範囲については、現在検討中である。

十二について

政府としては、法の運用につき十分な配慮を払いながら、所期の目的を達成するよう努力する所存である。